

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

- I 日 時 平成 27 年 5 月 14 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- II 場 所 滋賀県大津合同庁舎 (7 階) 7 - A 会議室
- III 出席者 委 員：上杉委員長、栗田委員、崔委員、佐々木委員、竹下委員
報告者：教育委員会事務局学校教育課職員
事務局：総務部総務課職員

IV 議 事 (報告事項)

- (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
- (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
- (3) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について

V 審議経過

(事務局)

本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、滋賀県いじめ再調査委員会の開会をお願いしたいと思います。

本日は、5名の委員の皆様方全員に御出席いただきおまして、滋賀県いじめ再調査委員会条例7条3項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、あらかじめ、会議の公開につきまして、委員長から書面によりお諮りいたしましたところ、委員の皆様方全員から御賛同いただいておりますので、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、上杉委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

御苦労さまでございます。

滋賀県いじめ再調査委員会は、御存知のように、昨年発足しているわけですが、今のところ具体的な事案として出てきているものはございませんけれども、1年経過した段階で、いろいろと御報告を承って、またこれからどういった方針で滋賀県が臨まれるかということについても理解して、今後に備えたいということで開かれたわけでございます。個人的な情報が出るものではございませんので、今回は公開ということにさせていただいております。そういうことで、今から、早速、はじめますが、今申しましたように、報告事項を中心としたものでございますので、どうしても御説明いただくことが長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

では、お手元のほうに、本日の次第や資料がございますけれども、一応3つの事項につきまして報告が用意されております。それぞれの事項について報告いただいて、質問なり御意見を頂戴するというかたちで参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議事（１）公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について】

（委員長）

まず１番目でございますけれども、「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」御説明いただきたいと思います。これは教育委員会の方から、よろしく申し上げます。

（報告者）

よろしく願いいたします。

【資料に基づき説明（以下概要）】

- ・資料の件数（滋賀県）は、公立と私立を合わせたもの。
- ・データは平成 25 年度のもの。（国の調査に基づいており、平成 26 年度は現在集計中。）
- ・いじめの認知件数は、平成 24 年度の 884 件から平成 25 年度の 1,324 件に大きく増加。（資料 p3 第 1 表）
- ・児童生徒 1,000 人あたりの認知件数については、都道府県によってばらつきが大きい（最少 1.2、最大 99.8）。本県は全国平均に近い。（資料 p3 第 2 表）
- ・アンケート調査の実施の率が 100%ではない（H25 滋賀県 97.3%）のは、特別支援学校などが学校の特性に応じて別の方法を採用したため。（資料 p4 第 3 表）
- ・アンケート調査について、「いじめなし」との結果であっても重大事態が発生していたことがあったことから、子どもたちが回答しやすいようアンケート調査の項目のあり方を見直すべく、学校にひな形を示すなどした。また、それでもなお「いじめあり」とは回答しにくい状況もありうることから、見守りの継続も周知した。さらに、アンケート調査も万能ではないことから、子どもと先生の信頼関係が何より重要であることを繰り返し学校に伝えている。
- ・いじめの態様については、滋賀県と全国とで大きく構成が異なるものはないが、特徴的な点として高等学校での「パソコン・携帯電話での誹謗中傷」が多いことを挙げることができる。（資料 p5 第 4 表）
- ・いじめが解消しているもの（被害者および加害者からの聞き取りの上、事象が発生していないもの）の割合が 95%となっていることに疑問の意見も聞かれる。心の傷はなかなか癒えないということもあることから、学校には引き続き見守りを続けるよう繰り返し伝えている。（資料 p6 第 5 表）

（委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明について御質問などがございましたら、お願いします。

（委員）

滋賀県では特別支援学校の認知学校数の割合が高い（資料 p3 第 2 表）が、これはアンケートの実施方法の違いなど、何か理由があるのでしょうか。

(報告者)

そのことの分析は十分に行えておりません。申し訳ありません。

(委員)

資料 p4 の個別面談の実施というのは、学校を単位として全ての児童生徒に個別面談を実施しているということですか。

(報告者)

はい。ただ、いじめとしての個別面談だけではなく、進学相談など様々な面談の機会に子どもの様子を聞き取るなど、そういうものも含まれております。

(委員)

一般的な面談の際に行われているものも含まれている。いじめに特化した面談とは限らない。

(報告者)

はい。

(委員)

資料 p4 の個人ノート・生活ノートですが、校種によって違いがあるかと思うのですが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

(報告者)

小中学校で主に実施されているもので、小学校が 68.7%、中学校が 99.0%、高校が 3.8%です。

(委員)

中学校が多いですね。ノートについては子どもと先生の信頼関係が重要だと思います。子どもが書こうと思うかどうか。

それから、資料 p2 の「6 (3) 公立学校における主な対策」で、「各学校において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を確認し、点検・見直しを行う」とありますね。滋賀県ではありませんが、一般の教諭職の先生に自校のいじめ防止基本方針を読んだことがあるか尋ねたところ、あまり皆さん読んだことがないということがありました。滋賀県ではいかがでしょうか。

そしてもう 1 点、いじめかもしれないと疑いをもったときに、どれぐらいのパーセンテージで、管理職主導等でその学校のいじめ対策委員会など公式の方針に基づいた委員会が開催されたか、その事実を確認するデータなどはありますか。

(報告者)

県立学校では全ての学校で基本方針が作成され、委員会も設置されており、事案があった場合には全て組織で対応していると把握しております。

(委員)

細かい話ですが、その組織対応の時に、そこに参加する学校の先生たちが、これは自校のいじめ対策委員会だという意識をもって召集されているのか、既存の生徒指導部会のようなものの延長で集まっているつもりでいるのか、そのあたりの意識の違いについてはいかがでしょうか。

(報告者)

実態をひとつひとつ把握できていないかもしれませんが、委員会のメンバーは各学校の方針の中に明記しておりますので、認識していただいていると思っております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他に御質問などなければ、次に移りたいと思います。

【議事（２）滋賀県におけるいじめ防止対策について】

(委員長)

「滋賀県におけるいじめ防止対策について」ということで、これも教育委員会の方からのご説明ということで、よろしくお願いします。

(報告者)

よろしくお願いいたします。

【資料に基づき説明（以下概要）】

- ・「全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり」と「子どもが主体的にいじめ問題に取り組む環境づくり」の２本立てでいじめ防止対策を実施していく。
- ・「子ども自身による主体的な活動への支援の充実」を図り、主体的な力を育成していきたい。
- ・安心・安全な環境があつてこそ子どもたちは育つものであることから、「学校の組織体制の充実」を図りたい。教員の多忙感にも配慮しながら子どもと向き合う時間を確保するとともに、相談体制の充実を図りたい。
- ・「教職員の資質向上」については、現在、教職員の構成が若手と年配に偏っており（ふたこぶ型）、若手の先生に自信をもつていただけるような研修も行っていきたい。
- ・「専門家等を活用した支援」について、スクールカウンセラーは中学高校には全て配置・派遣済みだが、小学校は各学期２時間、計６時間派遣できる体制。平成27年度は重点校の小学校15校にスクールカウンセラーをより多くの時間派遣できるようにしたい。緊急支援専門家チームは、重大事態が発生した場合の初期対応のためのもの。
- ・学校だけではなく、「家庭・地域・関係機関との連携による支援」も進めていき

たい。

- ・ いじめは、学校などにはなかなか相談しづらいものであり、「第三者的な支援」として、いじめで悩む子ども相談員や相談ダイヤルを引き続き設置したい。
- ・ 資料 p9 以下は、平成 27 年度の各課の取組を一覧にしたもの。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明について御質問などがございましたら、お願いします。

(委員)

資料 p19 のインターネット関係の事業はもうやっていないのでしょうか。

(報告者)

インターネットに特化した（予算化した）ものはなく、高校の「情報」の授業等において指導などを行っています。

また、ネット（スマホ）のいじめについては保護者の理解も不可欠であることから、PTAの連絡協議会と協同して、子どもにインターネット利用実態調査を自ら作成、分析し、そのことについて親子で会話していただくようなことに取り組んでいます。

(委員)

インターネットについては、対策はまだこれからというところですね。難しい問題ですね。

(報告者)

はい。

(委員)

スクールカウンセラーについてですが、実際にどのような活動を行っているのか具体的に教えていただけますでしょうか。

私の知っている中学校だと、毎週何曜日の何時から何時までカウンセラーの先生が来られますので何かあれば相談してくださいというようなものが貼ってあるのですが、誰も行かないというようなこともあったりする。

(報告者)

配置・派遣時間は週 1 回 2～4 時間程度が基本です。

短い時間をより有効に使うため、子どものカウンセリングはもちろん、教職員の資質向上のためケース会議の中でアセスメントをしていただいたりしています。

(委員)

学校の先生の資質向上について、何が一番の課題で、その課題を補うためにどういう働きかけがあれば資質向上になるのか。さらにいうと、何をもって資質向上というのかが日常の教育活動では問われているのではないかと思う。

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは毎日常駐しているわけではない。先生方が、人間味あふれる経験値のような感性・センスの部分と、客観的・科学的な視点という両面を持っていないと、いじめはなかなか気づきにくい部分があるのではないかと思う。

先生方はこの両面を持っていないかならぬと思うが、何か取り組まれていることはあるでしょうか。

(報告者)

おっしゃっていただいたように、客観的な情報に基づいて見る、アセスメントができる力を持つことで、子どもに有効な支援ができます。これは先生の多忙感を減らすことにつながる。当初、ケース会議の時間が長く徒労感につながっていたが、短くなる。

資質向上と言われる中に、事例検討を含めた資質向上ということが言われており、研修会においても「子どもはこういうものだ…」というような話ではなく、具体例の中でどうアセスメントするか、どう役割分担するかということを先生に理解していただけるように取り組んでいるところです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他に御質問などなければ、次に移りたいと思います。

【議事（3）滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について】

(委員長)

「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組について」ということで、ご説明よろしくをお願いします。

(報告者)

よろしくお願いいたします。

【資料に基づき説明（以下概要）】

- ・教育委員会から2つの事項について諮問し、資料記載の答申をいただいた。
- ・諮問事項1に対しての答申内容1については、教育委員会としても事務削減等で多忙感の解消に努めているところ。スクールカウンセラーなどの専門家を引き続き派遣することで先生の負担を減らしていきたい。
- ・諮問事項1に対しての答申内容2については、今年度はスクールカウンセラーを全市町に配置・派遣していきたい。また、スクールソーシャルワーカーの市内活用（配置されている学校から配置されていない学校へ）も広げたい。スクールソーシャルワーカーによる教員研修も広げていきたい。
- ・諮問事項1に対しての答申内容3については、教育委員会の担当職員が学校訪問して「いじめ対策委員会」の状況確認をするなどして指導したり相談に応じたり

するようにしている。関係機関との連携についても、従来から行っている学校と警察との連絡制度、スクールサポートチーム（警察OB）などの取組をこれからも継続していく。

- ・ 諮問事項1 に対しての答申内容4 については、「子どもが主体的に」という言葉の意味を誤解されないよう、様々な会議等の機会を通じて説明するようにしている。
- ・ 諮問事項2 に対しての答申については、重大事態の発生はなかったが、指導力向上研修（事例検討）を年6回開催することとした。
- ・ 資料にはないが、いじめ問題対策連絡協議会において、被害者の支援が何より重要であることはもちろん、加害者についてもきちんと背景をとらえ、その支援をすることが重要であるとの御指摘をいただいている。このことについても、事例検討の中に加えていきたいと思っている。

（委員長）

ありがとうございました。ただいまの説明について御質問などがございましたら、お願いします。

今のところ、いじめ問題調査委員会で論議される具体的な事案はないということでしょうか。

（報告者）

はい。

（委員）

加害者の子どもへの対応について、虐待防止の視点が入っていないのでしょうか。滋賀県では全国に先駆けて虐待対応教員を配置されていると記憶していますが、その教員を全ての学校に置くということが今も続けられているのでしょうか。

また、いじめの問題に関して虐待対応教員が機能してきているのか、分かれば教えていただきたい。

（報告者）

虐待対応教員については、今年度も子ども・青少年局と連携して行っています。

いじめの問題への具体的な関わりについては、申し訳ありませんが把握しておりません。

（委員長）

加害者側のケアについて、子ども同士のいじめの場合、このあいだの川崎の場合でもそうですけれども、加害者の方に複雑な状況があって、それをフォローしないことには基本的な解決にならないということがありました。被害者に比べると、そういうケアが抜けやすい。

さて、他に御意見等ございませんでしょうか。

本日の報告全体にわたっても結構ですので、お気づきの点などございましたら御指摘いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

資料 p25 の答申内容で、関係機関との連携や、スクールカウンセラーなどの活用とあり、資料 p2 の「公立学校の主な対策」でも「専門家の活用を図り、教員の感性と力量を高める」とあり、このこと自体は大事だと思います。

ただ、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも教員も同じチームの専門家の一員として、お互いにプライドを持ちながらお互いに尊敬していく関係ですので、教員の感性を高めるというより、お互いに高めあっていくものだと思います。そういう段階にそろそろ移ってもよいのではないかと思います。

そうでないと、教員が常に教えられる立場にあるようでは、何かもう一歩進めない。

先ほど他の委員が言われたように、スクールカウンセラーが確かに活用されていない。そのカウンセラーの方が良いか悪いかは別にして、活用されていなくても何かを持っておられると思うのです。教員との間でお互いに遠慮もあるのですが、教員の方もスクールカウンセラーの方に「こうしたほうがもう少し中に入っていけるよ」と助言したり、教員のほうからもスクールカウンセラーや新しく来られるスクールソーシャルワーカーに教えてあげて、お互いが専門家として高めあうのがよいと思います。

(報告者)

ありがとうございます。

(委員長)

大事な視点だと思います。どうしても勤務形態なども違いますし、別の存在としての意識が強くなってしまいうけれども、本来はチームとして一体になっていろいろお互いに率直に意見交換し検討することが必要で、そのへんの意識づけと言いますか、そういうこともいろいろな機会にお願いしなければいけないのではないかと思います。

(委員)

昨年度 1 件、ある中学校での重大事態の発生で、そこが設置しているいじめ対策委員会による調査に外部委員として関わらせていただいたのですが、基本的にいじめ対策委員会は学校内部のメンバーで構成されていて、きっちり上下関係というか、そういうものがあって、若手の先生は上の方の先生にあまり意見を言えない。上の方の先生は意見を言ってほしいからいろいろ意見を言うけれど、シーンとなる雰囲気があったりという中で、外部委員がいろいろ意見を言ったりすると、委員会として議論ができるような雰囲気にちょっとなったかなと感じたりする。

ですので、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方への関わり方として、いじめ対策委員会で重大事態が発生した時の調査の一環として関わるという位置づけではなくて、もうちょっと日常的に関わっていかれるほうが、よりよい委員会議事ができるのかなと思ったりしました。

(委員長)

本来できるだけ学校はフラットな関係でないと、思うように発言できないという弊

害になる。ある程度の上下関係ができてしまうのは仕方ありませんが、それを乗り越えていくことが大事だと思います。

(委員)

平成 25 年 3 月に出された、文部科学省で教員のメンタルヘルスの調査報告書によると、同僚や上司と相談ができる先生たちのメンタルヘルスの健康度は高い。想定内ではありますが、そういうことを考えていくと、教員の年齢構成で先ほどのふたこぶ型状態があるが、子どもの問題とかで学校現場に伺うと、子どもの問題より実は教員同士のつながりがもっと大きな問題だというような悩み相談を受けることがあります。その部分をもうちょっと丁寧になぞっていくと、子どもの問題の早期発見とか、早期対応に非常に密接に関係しているのだろうとたびたび感じるところがあります。

(委員)

そういうこともあるのではないのでしょうか。

学校全体の雰囲気、教員たちが不適應を起こしていて、子どもたちだけ対応しても、問題が解決しない。違うところで問題が起こっていることもありますし。いろいろなケースがありますね。子どもの親が大変でストレスがある場合もありますし、ケース検討が非常に大事だと思います。

(委員長)

他に御指摘、御質問等いただくことはございませんでしょうか。

予定の時間になってきておりますので、皆さんから特になければ、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

最後に総務課長から御挨拶申し上げます。

[総務課長挨拶]

(委員長)

それでは、以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

平成 27 年 6 月 18 日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 上杉孝實